

市長車等の使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、市政の透明性を高めるため、市長車（佐倉市庁用車管理規程（平成16年佐倉市訓令第4号）第5条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及びタクシー（以下「市長車等」という。）の適正な使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公務 地方公共団体の長として、市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2第1項に規定する地方公共団体の役割を果たすために必要な用務をいう。
- (2) 私的用務 前号以外の用務で、市長の個人的な用務をいう。

(公務に該当するか否かの判断の基準等)

第3条 市長は、公務として行おうとする用務が公務に該当するか否かの判断に当たっては、当該用務の依頼者その他の関係者の属性、当該用務の市政との関連性及び内容等から当該用務を行うことが市政の発展、公益の増進、文化の振興等に資すると認められるか否かを基準とし、なお疑義のあるものについては、判例その他の事例（以下「判例等」という。）を参考とするものとする。

- 2 市長は、前項の判断に当たっては、市民の理解を得られるよう、客観的にこれを行うよう努めなければならない。

(市長車等を使用することができる場合)

第4条 市長は、公務を円滑に遂行するために必要であって、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当するときは、市長車等を使用することができる。ただし、タクシーの使用は、市長車を使用する場合に比して、市が支出する経費の節減が見込まれる場合に限る。

- (1) 市長の自宅への送迎のため、自宅から公務が行われる場所へと向かい、又は公務が行われる場所から自宅へと戻るとき。
- (2) 公務が連続する場合であって、当該公務の行われる場所の間を移動するとき。
- (3) 第1号に掲げる場合を除き、公務と私的用務が連続し、かつ、市長車の

使用が当該公務を遂行する上で必要不可欠であるなど特段の事情が認められる場合であって、当該公務等が行われる場所の間を移動するとき。

- 2 航空機、新幹線鉄道等の特別急行列車等を利用して遠隔地に出張する場合は、当該出張の出発地又は帰着地である空港、鉄道駅等を公務が行われる場所とみなして前項の規定を適用する。

(市長の責務)

第5条 市長は、前条の規定により市長車等を使用したときは、当該使用に係る公務の名称、それが行われた場所の名称その他必要な事項を市のホームページに掲載するものとする。ただし、佐倉市情報公開条例（平成13年条例第2号）第7条に規定する不開示情報に該当するものについては、この限りではない。

- 2 市長は、会議、イベント、懇談会その他の行事（以下「会議等」という。）の主催者その他の関係者から会議等への出席の依頼又は招待（以下「出席の依頼等」という。）があったときは、市の主催する会議等その他のその性質上出席の依頼等に係る文書（以下「文書」という。）を収受しがたいものを除き、文書の収受に努めるものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年9月1日決裁28佐秘第103号）

この要領は、決裁の日から施行する。